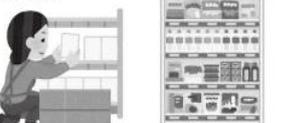


令和7年度 償却資産申告の手引き (固定資産税)

(償却資産の一例)

<p>飲食店 厨房設備・カラオケセット・冷凍冷蔵庫 内装工事・レジスター・空調設備など</p> 	<p>工場・倉庫 受変電設備・プレス機・看板・金型・各 種製造設備・フォークリフトなどの大型 特殊車両など</p> 	<p>ホテル・旅館・民宿・民泊 客室備品・洗濯設備・食器洗浄機・製 氷機・植栽・駐車場などの外構工事な ど</p> 
<p>建設業 パワーショベル・ポータブル発電機など</p> 	<p>コインランドリー 洗濯機・乾燥機・看板・自動販売機、 駐車場整備など</p> 	<p>医院・歯科医院 各種医療機器(ベッド、手術台、X線装 置、分娩台、心電計、血圧計など)</p> 
<p>アパート等賃貸住宅・有 料駐車場 舗装路面・駐車場・擁壁・フェンス・外 灯・看板・太陽光設備など</p> 	<p>小売店 商品陳列ケース・自動販売機、冷凍冷 蔵庫など</p> 	<p>食品製造・加工業 釜・オープン・スライサー・ビニール包装 機等</p> 

提出期限 令和7年1月6日(月)から1月31日(金)

※ 申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(個人事業主の方は、個人番号等の個人情報保護のため簡易書留での返送も可能です。

ご希望される方は、返信用封筒の表面に「簡易書留」と赤字で記載し、料金に注意していただき、切手を貼付してください。)

※ 該当資産のない方、資産の増減のない方、休業、廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。

インターネットを利用した申告も可能です。詳しくは、eLTAX (エルタックス) ホームページをご覧ください。(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

金 武 町

《はじめに》

日頃より、町税につきまして格別のご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、法人や個人で工場や商店、飲食店、賃貸アパート等を経営している方が、その事業のために用いている、構築物・機械・器具部品等の固定資産は償却資産にあたり、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

地方税法第383条の規定により償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における資産の所有状況を申告していただくことになっております。

つきましては、この申告の手引きをご参照いただき、申告書をご作成のうえ、1月31日の提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

《目次》

I 償却資産のあらまし	
1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類と具体例	1
3 建物附属設備（建築設備）に係る家屋と償却資産の区分	2
4 業種別の主な償却資産（具体例）	3
5 国税の取扱いとの比較	4
II 償却資産の申告について	
1 申告していただく方	5
2 申告の方法	5
3 マイナンバー制度導入に伴う申告書提出時の必要書類	6
4 申告の対象となる資産	6
5 申告の対象とならない資産	7
6 提出先	7
III 償却資産の税額について	
1 課税標準額	8
2 免税点	8
3 税額・税率	8
4 税額等の算出方法	8
5 非課税となる資産	9
6 課税標準の特例	9
IV その他	
1 申告されない方、虚偽の申告をされた方	10
2 実地調査等のお願い	10
3 過年度への遡及について	10
【参考】賃貸用の不動産を所有されている方へ	11
【参考】太陽光発電を設置された方へ	12

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象物件のひとつで、土地及び家屋以外の事業のように供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）をいいます。ただし、自動車並びに原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は含まれません。

※事業の用に供することができる資産とは

現に事業の用に供している資産はもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められるものも対象になります。すなわち、一時的に活動を停止し、遊休、未稼働の状態にある資産も対象になります。

2. 償却資産の種類と具体例

種 類	具 体 例
1. 構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備、受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2. 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3. 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）等
6. 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立等

3. 建物附属設備（建築設備）に係る家屋と償却資産の区分

家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める者については、通常、家屋の一部として取り扱います。ただし、下記に該当するものは償却資産として扱いますので、申告をお願いいたします。

- 構造的に家屋と一体でないもの（簡単に取り外して移動できるもの、屋外のもの）
- 独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等）
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの

（例：工場機械用動力配線、給排水、精密機械工場用空調、集塵、熱処理用ボイラー等）

建物附属設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分（例示）

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯証明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線・配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備・スプリンクラー
中央監視装置	中央監視装置	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっていない設備	
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン（取り外し可能なもの）	家屋と一体となっている設備
厨房設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
間仕切	ついたて程度のもの	容易に取り外せないもの

4. 業種別の主な償却資産（具体例）

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備、ビジネスフォン 等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備、等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気配線、作業用照明設備、貯水設備、福利厚生設備、等
旅館・ホテル	庭園（植栽）、音響設備、厨房設備、客室備品、洗濯設備、ボイラー、放送設備、照明設備（スポットライト、ミラーボール等）、カラオケセット、楽器（エレクトーン等）、等
建設業	プレハブ（仮設としての性格が強いもの）、穿孔機、発電機、ハンマードリル、ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、接客用家具、広告塔、等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、血圧計、保育器、CTスキャン）、各種キャビネット、等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、島工事、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機、等
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、等
不動産賃貸業	アスファルト舗装、コンクリート舗装、屋外給排水設備、緑化設備、側溝、グレーチング、インターロッキング、カラータイル舗装、等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚・台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、等
農業	農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、農業用器具、等
売電業	太陽光発電設備、架台、フェンス等

5. 国税の取扱いとの比較

償却資産の課税について国税と比較すると、主な違いとして次のようなものがあります。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の基準期間	法人：事業年度 個人：暦年	※暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法又は定額法の選択制度 （建物は定額法のみ） <定率法選択の場合> 平成24年4月1日以降に取得した資産は、 「200%定率法」を適用 平成19年4月1日以降に取得した資産は、 「250%定率法」を適用 平成19年3月31日以前に取得した資産は 「旧定率法」を適用	定率法のみ 減価率は、法人税の「 <u>旧定率法</u> 」で使用する償却率と同じ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	制度あり	制度なし
増加償却 （所得税・法人税）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	残存簿価1円	取得価額の5%
改良費（資本的支出）	原則 区分評価	区分評価

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント等）の方

2 申告の区分と提出書類

			申告書 第26号 様式	種類別明細書		記入上の留意事項
				増加・ 全資産用	減少・ 全資産用	
一般 方式	はじめて申告をされる方	償却資産所有	○	○ (全資産)		令和7年1月1日付で、金武町に所有する全償却資産を記入してください。
	前年度以前に申告済みの方	①増加資産がある方	○	○ (増加)		対象資産を記入してください。
		②減少資産がある方	○		○ (減少)	対象資産を記入してください。
		上記①と②がある方	○	○ (増加)	○ (減少)	対象資産を記入してください。
		資産の増減がない方	○			備考欄へ「増減なし」と記入してください。
		該当資産がない方	○			備考欄へ「該当資産なし」と記入してください。
		廃業・解散 村外への移転等	○		○	備考欄へ「廃業・解散移転等」と記入。その日付を記入してください。
全資産申告(電算処理申告)			○ (全資産)		備考欄に「企業電算申告」と記入してください。	

※償却資産申告書及び種類別明細書は、金武町ホームページ

(<https://www.town.kin.okinawa.jp/soshiki/zeimuka/1/index.html>) からダウンロードできます。

3 マイナンバー制度導入に伴う申告書提出時の必要書類

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、申告書の提出にあたって本町がマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）を行います。マイナンバーを記載した申告書を窓口で提出される場合は、下記の身元確認及び番号確認書類を提示してください。

提出者	身元確認書類	番号確認書類（本人のもの）
本人	【以下のいずれか1点】 ①個人番号カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	【以下のいずれか1点】 ① 個人番号カード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書（※個人番号カード以外をお持ちの場合）
代理人	【以下のいずれか1点】 ①代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書	【以下のいずれか1点】 ①本人の個人番号カード又はその写し ②本人の通知カード又はその写し ③本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し

※郵送提出の場合は、上記の身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してください

※電子申告の場合は、申告書に添付される電子証明書等により確認を行います。

4 申告対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

5 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象となりませんので、申告の必要はありません。

普通乗用車 軽自動車	自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車、原動機付自転車
小額資産	耐用年数が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満のもので、一時に損金に計上したもの
一括償却資産	国税において、取得価格20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの
生物	馬、牛、魚等の生き物（ただし、観賞用・興行用に使用する生物は申告の対象）
無形減価償却資産	営業権・意匠権、鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア、電話加入権等
書画・骨董	古美術品、遺物等のように歴史的価値や希少価値を有し、代替性のないもの（複製・イミテーションのようなもので、装飾的な目的に使用されるものは申告の対象）

※ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価格が20万円未満のものは平成20年4月1日以降除きます。

6 提出先

〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地
金武町役場 税務課 固定資産税係（償却資産担当）

- ※ 複数の市町村に資産をお持ちの方は、資産の所在する市町村ごとに申告書を作成して提出してください。
- ※ 申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ※ 個人事業主の方は、個人番号等の個人情報保護のため簡易書留での返送も可能です。ご希望される方は、返信用封筒の表面に「簡易書留」と赤字で記載し、料金に注意していただき、切手を貼付してください。

Ⅲ 償却資産の税額について

1 課税標準額

個々の資産の評価額の合計額が課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その該当資産については決定価格にこの特例率を乗じたものが課税標準となります。

2 免税点

全資産の課税標準額が150万円（免税点）未満の時は課税されません。ただし、**申告は必要**です。

3 税額・税率

税率は1.4%です。課税標準（1,000円未満切り捨て）に、この税率を乗じた額（100円未満切り捨て）が税額となります。

・課税標準額×税率（1.4%）＝固定資産税額

4 税額等の算出方法

固定資産評価基準に基づき、資産の取得価額、取得年月および耐用年数（＝減価残存率）を基に評価額を算出します。

・前年中に取得したもの

取得価額×（1－耐用年数に応じた減価率／2）＝評価額

・前年より前に取得したもの

前年度の評価額×（1－耐用年数に応じた減価率）＝評価額

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

【固定資産税における耐用年数が40年までの減価残存率表】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	R	前年中取得分 (1 - R / 2)	前年前取得分 (1 - R)		R	前年中取得分 (1 - R / 2)	前年前取得分 (1 - R)
1	-			21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.95	0.901
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.84	0.681	26	0.085	0.957	0.915
7	0.28	0.86	0.72	27	0.082	0.959	0.918
8	0.25	0.875	0.75	28	0.079	0.96	0.921
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938
17	0.127	0.936	0.873	37	0.06	0.97	0.94
18	0.12	0.94	0.88	38	0.059	0.97	0.941
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944

<計算の具体例>

令和4年4月に、2,000,000円で取得した複写機（耐用年数5年【減価率0.369】）の場合

年度	減価残存率	課税標準額	参考税額
令和5年度	(1-0.369/2) ※前年前取得	2,000,000 × (1-0.369/2)=1,631,000	1,631,000 × 1.4%=22,834 ⇒ <u>22,800円</u> ※100円未満切り捨て
令和6年度	(1-0.369) ※前年中取得	1,631,000 × (1-0.369)=1,029,161 →1,029,000 (1,000円未満切り捨て)	1,029,000 × 1.4%=14,406 ⇒ <u>14,000円</u> ※100円未満切り捨て
令和7年度	(1-0.369) ※前年中取得	1,029,161 × (1-0.369)=649,400 →649,000 (1,000円未満切り捨て)	649,000 × 1.4%=9,086 ⇒ <u>9,000円</u> ※100円未満切り捨て

2 非課税となる資産

地方税法第348条に該当する償却資産は、固定資産税が課税されません。非課税の適用がある資産を取得された場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記載し、添付書類と共に提出して下さい。

3 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。当該資産をお持ちの方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記載し、添付書類と共に提出してください。

(一部抜粋)

地方税法附則	対象資産	取得時期	割合
第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	平成27年4月1日から 令和7年3月31日	2/3

※この他にも特例がありますので、地方税法（第349条の3及び同法附則第15条）を確認のうえ、ご不明な点についてはお問い合わせください。

IV その他

1 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

2 実地調査等のお願い

申告書受理後、地方税法にもとづいて実地調査又は簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行うことがありますので、その節はご協力をお願いいたします。また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。資産の申告もれ等が判明した場合は申告内容の修正等をお願いすることがありますので、ご理解の程お願いいたします。

3 過年度への遡及について

資産の申告もれ等による課税に際しては、その年度だけでなく資産を取得された翌年度まで（原則として地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年度分）遡及することとなります。

【参考】賃貸用の不動産を所有されている方へ

共同住宅（アパートなど）の不動産賃貸業を営んでいる方や駐車場を所有されている方（貸店舗・事務所などを含む）で、確定申告において減価償却として必要経費に算入される事業用資産を所有されている場合は、毎年1月31日までに固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

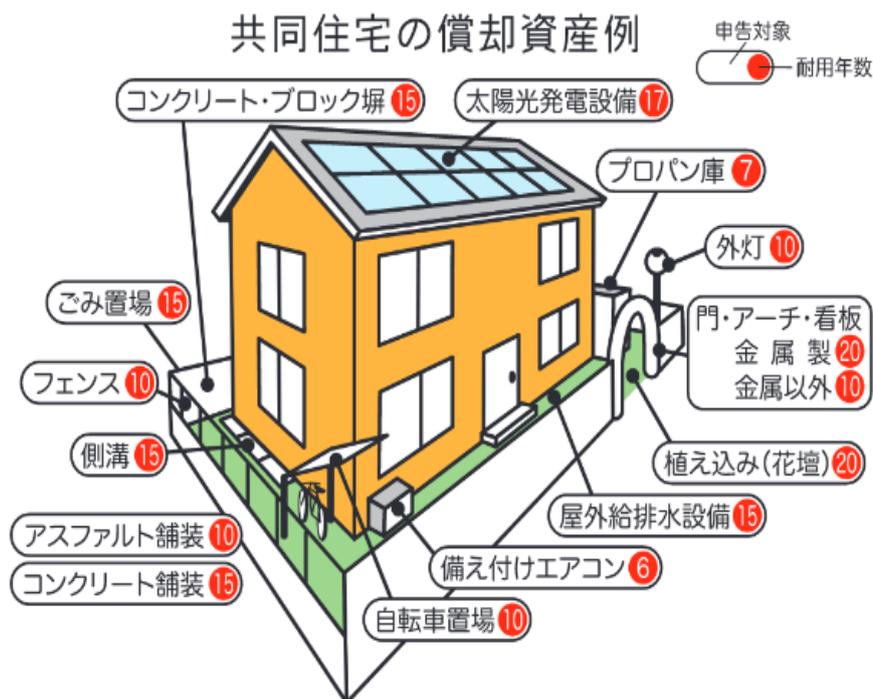
固定資産税の対象となる償却資産とは

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物（建物附属設備を含む）・機械・装置・工具・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。不動産賃貸業における主な償却資産を例示すると、次のようなものがあります。

構築物 敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置場、ごみ置場、屋外給排水設備、下水道接続工事、側溝、周囲フェンス、門、ブロック塀、外灯、植栽工事、広告塔 など
機械装置 太陽光発電設備、駐車場機械設備、受変電設備、自家用発電設備 など
器具・備品 壁掛けエアコン、家具付きアパートの場合のテレビ、冷蔵庫 など

※所得税・法人税の確定申告において、新築工事にかかった経費をひとまとめにして「アパート工事（建物）一式」等の名称で減価償却している場合には、これらの経費のうち、家屋（固定資産税）の課税対象となる建物本体部分を除き、申告対象となる資産を抜き出して申告していただくこととなります。

なお、申告の際には、工事見積書等の内訳から、申告対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数等を抜き出してください。



※耐用年数は、種類・構造・利用方法などによって異なります。

【参考】太陽光発電を設置された方へ

太陽光発電設備は、固定資産税（家屋又は償却資産）の対象となる場合があります。下記の（１）「申告が必要となる方」、（２）「償却資産と家屋の区分」を参考に、所有している太陽光設備の設置状況を確認し、別添申告書をご記入いただき申告をお願いします。

(1) 申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電されているかいないかにかかわらず、償却資産として申告の対象となります。
個人（個人事業主）	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合、売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象になります。
個人	10キロワット以上の設備は、売電事業用資産となりますので、申告が必要です。

(2) 償却資産と家屋の区分

表中の「償却」となっている設備は、償却資産として申告が必要です。

太陽光パネルの設置方法	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

※太陽光発電設備については、取得時期によって、対象設備や提出書類が異なりますので、ご注意ください。

特例をうけるには、特例適用申請書を提出していただく必要があります。詳しくは、本町税務課までお問い合わせください。

ご提出の前に・・・

- 「1 住所」欄に納税通知書の送付先が記載されていますか。
- 申告書に連絡先の記入はされていますか。
- (控えのご返送をご希望の場合) 切手を貼った返信用封筒を同封されていますか。
- 申告書の提出先は、資産が所在する自治体です。金武町への申告書には、金武町に所在する資産が記載されていますか。

↓切り取って申請用の宛名にご使用ください。

令和7年度 固定資産税(償却資産)の手引き
令和6年12月発行
編集・発行 金武町役場税務課固定資産税係
〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町金武1番地
TEL 098-968-2112(直通)
FAX 098-968-6272

〒904-1292
沖縄県国頭郡金武町金武1番地

金武町役場税務課固定資産税係
償却資産担当 行